

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び茅ヶ崎市病院事業職員通勤手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 7 号

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び茅ヶ崎市病院事業職員通勤手当規程の一部を改正する規程

(茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 2 条」を「第 4 5 条」に、「（第 4 3 条～第 4 5 条）」を「（第 4 6 条～第 4 8 条）」に、「第 4 6 条・第 4 7 条」を「第 4 9 条・第 5 0 条」に改める。

第 3 0 条第 1 項中「第 3 6 条の 2 第 1 項」を「第 4 3 条」に改める。

第 3 2 条第 2 項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 3 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間（次条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この項及び次条において「第 1 号子育て部分休暇」という。）の承認又は第 4 6 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下この項及び次条において「第 1 号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、1 日につき 2 時間から当該第 1 号子育て部分休暇又は第 1 号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第 3 4 条第 1 項中「除く」の次に「。以下この条において同じ」を、「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 子育て部分休暇の時間は、次の各号に掲げる範囲のうち、あらかじめ職員が病院事業管理者に申し出たいずれの範囲内で必要と認められる時間とする。

- (1) 1 日につき 2 時間（第 2 9 条第 1 項第 1 1 号の特別休暇の承認、第 3 7 条の規定による介護時間の承認又は第 1 号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇、介護時間又は第 1 号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内
- (2) 1 年につき 7 7 時間 3 0 分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第34条第3項中「子育て部分休暇」を「第1号子育て部分休暇」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この項において「第2号子育て部分休暇」という。）の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

5 第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生ずると病院事業管理者が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

第36条の2及び第36条の3を削る。

第37条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第8章中第47条を第50条とし、第46条を第49条とする。

第7章中第45条を第48条とする。

第44条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同条を第47条とする。

第43条第1項中「（平成4年茅ヶ崎市条例第2号）」及び「（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあっては、3歳）」を削り、「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に、「次項」を「以下この条」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「が請求した場合における部分休業の承認」を「の部分休業」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、第7章中同条を第46条とする。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを病院事業管理者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第6章中第42条を第45条とし、第41条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第42条 病院事業管理者は、茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年茅ヶ崎市条例第2号）第34条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例第34条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 病院事業管理者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、当該対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第43条 病院事業管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又

は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 病院事業管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 病院事業管理者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第44条 病院事業管理者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（茅ヶ崎市病院事業職員通勤手当規程の一部改正）

第2条 茅ヶ崎市病院事業職員通勤手当規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第46条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第34条第2項第2号又は第46条第2項第2号に掲げる範囲内において、この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇又は部分休業の承認の請求をする場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。

（茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

3 茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第46条」を「第49条」に改める。

(茅ヶ崎市病院事業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正)

- 4 茅ヶ崎市病院事業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（令和５年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第３０号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項第６号及び第２１条第２項第１３号の規定中「第４４条第１項」を「第４７条第１項」に、「第４５条第１項」を「第４８条第１項」に改める。